

環境社会配慮の実施に関する規程

平成 19 年 12 月 28 日
独立行政法人日本貿易
振興機構規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の環境社会配慮の実施に関する基本的事項及び体制の整備について定めることを目的とする。

(環境社会配慮ガイドライン)

第2条 機構は、役職員その他の関係者の環境や社会への負の影響の回避又は最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。

2 具体的な環境社会配慮の実施については、別添の「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」に定める。

(環境社会配慮諮問委員会)

第3条 機構に環境社会配慮諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置くこととし、外部有識者からなる委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 諮問委員会は定期的に公開で開催され、次の項目について助言を行う。

- 一 機構の環境社会配慮の実施
- 二 「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」の見直し
- 三 機構の環境社会配慮に関する外部からの指摘及び意見への対応

(環境社会配慮審査役)

第4条 総務部に環境社会配慮審査役を置く。

2 環境社会配慮審査役は、次の事務を処理する。

- 一 「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」の運用と見直し
- 二 関係部課に対する環境社会配慮についての助言
- 三 諮問委員会の運営
- 四 その他環境社会配慮に係る業務

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。